

令和8年度

いじめ防止基本方針

かほく市立宇ノ気小学校

目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
	(1) いじめ問題への基本姿勢	
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
	(1) いじめの未然防止	1
	① 発達支持的生徒指導	
	② いじめを許さない雰囲気づくり	
	③ 分かる授業づくりの推進	
	④ 自己有用感や自己肯定感の涵養	
	⑤ 児童自らいじめを学ぶ機会の設定	
	(2) いじめの早期発見	2
	① アンケート調査や教育相談の実施	
	② 教師と児童の信頼関係の構築	
	③ 家庭や地域との連携	
	④ 教職員間の情報共有	
	⑤ いじめ早期発見に関する留意事項	
	⑥ 特に配慮が必要な児童	
	(3) いじめへの対処	7
	① 組織的な指導体制の確立	
	② 関係機関との連携	
	③ 児童や保護者への対応	
	④ いじめ対応フローチャート	
	⑤ いじめの解消	
	⑥ インターネット上のいじめの対応	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	14
1	いじめの防止等のために実施する施策	14
	(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）	14
	① 目的	
	② 構成	
	③ 役割	
	(2) 個別案件対応班について	15
	(3) いじめの防止等の具体的な取組	16
	① わかる授業づくりに関わる取組	
	② 道徳教育や人権教育等の充実	
	③ 規範意識の育成	
	④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
	⑤ 児童会の取組	

- ⑥ 体験活動を取り入れた取組
- ⑦ 情報モラル教育の充実
- ⑧ アンケートや教育相談
- ⑨ 校内研修の実施
- ⑩ 家庭や地域との連携
- ⑪ 年間指導計画

2 重大事態への対応の流れ 20

(1) 重大事態の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(2) 平時の備え

(3) 重大事態を把握する端緒

(4) 重大事態の調査

(5) 調査結果の提供及び報告 21

- ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- ② 調査結果の報告
- ③ 調査結果の公表

第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項 21

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

(2) 主な相談機関の案内

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上の行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となる児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの問題への基本姿勢

- ・いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ことを全教職員が十分認識する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて児童一人一人に徹底する。
- ・児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、判断する。

「いじめは笑いに隠される」「けんかやふざけ合いに隠されている背景」

- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

① 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、全ての児童生徒を対象に、授業をはじめとした全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。このことを踏まえ、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指し、発達支持的生徒指導に努める。

- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- ・児童生徒の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ・「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

② いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。また、教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童に

よるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

③ 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。また、生徒指導の4つの視点を意識した児童主体の授業づくりを心掛ける。

④ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑤ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。いじめへの疑いを持って、早い段階から的確にいじめを認知していく。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な全員面談・教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。その際、状況に応じて1人1台端末も有効に活用する。ただし、アンケート調査はあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

アンケート調査実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人に再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときは、時を置かずに対応する。

アンケート調査や児童生徒への支援・指導等の記録の保存期間は、実施後5年間とする。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏

まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

学校評価においてもいじめ防止等の対策について評価項目を設け、保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で組織的に共有する。

⑤ いじめの早期発見に関する留意事項

学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、児童がSOSを発信したり、情報を報告したりしたときには、児童にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応する。

いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す

休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている

給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違うクラス、地域なのに待たせて一緒に帰る

注意しなければならない児童の様子

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う <p>※ 言葉遣いが荒れた感じになる</p>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットやスマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている <p>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</p>

家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

いじめを受けている児童が家庭で出すサイン

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

インターネット上のいじめを受けている児童が家庭で出すサイン

- ・ICT端末を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとICT端末の画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話やスマートフォン等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

⑥ 特に配慮が必要な児童

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の児童への適切な指導を学校全体で行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
教職員が障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画を活用した情報共有をしながら、特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつ児童
言語や文化の差から、学校での学びや生活に困難を抱える場合も多いことに留

意し、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進し、注意深く見守るとともに必要な支援を行う。

- ・性同一障害や性的指向・性自認に係る児童

正しい理解の促進をし、学校全体としての必要な対応について周知する。

- ・被災した児童

児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を十分に理解し、心のケアを適切に行い、いじめ等の未然防止・早期発見に取り組む。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、PTA、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関、地域の関係団体と連携し、対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、必要に応じてかほく市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③ 児童や保護者への対応

いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・児童の様子に十分注意して、児童のどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ自らの行為の責任であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

④ いじめ対応のフローチャート

いじめの相談・通報 法23条1項

いじめ問題対策チーム会の開催 法22条

- ・いじめの事実を確認するための方法（聴き取り、アンケート等）を検討する。
- ・聴き取りの場合は、誰が、どの順番で、誰に、いつ聴き取りをするのかの決定を行う。
- ・アンケートの場合は、どのような内容で、いつするのかの決定を行う。

「被害者」からの聴き取り

- ・複数の教職員（話しやすい教師、1人は主に記録係）で、丁寧に聴き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1Hを基本にして聴く。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・徹底して「被害者」を守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ・周りの児童や「加害者」の児童にも聴き取りをしてもいいか確認する。
- ・保護者に連絡することを確認する。

「被害者」の保護者への連絡

- ・電話ではなく、家庭訪問の方がよい。
- ・「被害者」から聴き取った内容を具体的に伝え、児童生徒を守り支援していくことを約束し、今後の方向性の概要を説明する。
- ・事実確認が明らかになるまでは、他の保護者や「加害者」の保護者にも連絡しないように依頼する。

周囲の児童生徒たちからの聴き取り

※ただし、事案によってはこのプロセスの省略もある。

- ・①で「目撃」あるいは「近くにいた児童生徒」であることを確認する。
- ・複数の教職員（話しやすい教師、1人は主に記録係）で、丁寧に聴き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1Hを基本にして聴く。

「加害者」からの聴き取り

- ・複数の教職員（話しやすい教師、1人は主に記録係）で、丁寧に聴き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1Hを基本にして聴く。
- ・威圧的に聴き取りをしてはいけない。あくまでもいじめ認定前であり、その主張に耳を傾ける。指導や注意は、聴き取りとは関係のないことであり、その場ではいけない。
- ・事実を吐露した場合は「その時の気持ち」そして「今の気持ち」も聴いてやる。

「加害者」の保護者への連絡

- ・電話ではなく、家庭訪問の方がよい。
- ・「加害者」「被害者」「周囲の児童生徒」から聴き取った内容を具体的に伝え、今後の方向性の概要を説明する。
- ・いじめ問題対策チーム会で「いじめがあったかどうかの確認作業をする」までは、他の保護者や「被害者」の保護者にも連絡をしないよう依頼する。

設置者（教育委員会など）への報告

令和4年12月16日 内外教育

<表>いじめの「通報」から「聴き取り」「事実確認」と「その後の対応」までのフローチャート（私案） 小野田 正利氏

より一部抜粋

⑤ いじめの解消

当該いじめの解消の判断については、いじめ問題対策チームにおいて判断する。また、いじめが「解消している状態」に至った場合でも、再発する可能性も十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けていた児童、いじめを行った児童については日常的に注意深く継続して観察する。

以下の二つの要件が満たされていることに加え、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る心理的、物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること。なお、学校長の判断により長期の期間を設定することもある。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。児童本人と保護者に対して面談等を通して確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機などの無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大されつつあり、児童にとってこれまで以上に莫大な情報に容易に接せる機会がふえてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し「インターネット上のいじめ」の未然防止につとめる必要がある。児童に適切なネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

「インターネット上のいじめ」の特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めてしんこくなものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、だれもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話・スマートフォン、情報電子機器等の利用状況を把握することがむずかしい。
- ・児童の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握がむずかしい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメール等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを利用している場合に、グループから外される、無視される行為が散見される。

「インターネット上のいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・児童に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態および児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱えないように、学校内に相談しやすい環境を作る。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関

係機関の取組について周知する。

- ・「インターネット上のいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについて理解をもとめてい。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・情報電子機器を所持させる際にはフィルタリングサービスの利用を徹底するよう周知する。

「インターネット上のいじめ」の対応について

- ・「インターネット上のいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童の双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

削除依頼等の手順について

- ・事実の確認
被害者本人及び保護者の了解のもの、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込み等のあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。
- ・対応方針の検討
把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限りの配慮をする。
- ・児童への対応
被害者への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。
- ・インターネット上の対応
書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者または学校等が掲示板の管理者やプロバイダー等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

- ・事後の経過の確認
書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込みの経過を見る必要がある。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置

(常設：いじめ問題に相応できるよう、体制を組織する。)

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導加配、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任等とし、各学校の実情に応じていじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者・外部人材等により構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置とその周知・利用促進
- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上 等

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・事例を活用した、児童への事情聴取や保護者説明・協力依頼のスキル向上
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示
- ・いじめ対応アドバイザーの個別案件の対応の活用 等

iii) 「宇ノ気小学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知

- ・宇ノ気小学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・児童会が主体となった「いじめを見逃さない」取組の推進 等

iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

- ・ P T A や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築
- ・ 家庭・地域からの情報提供についての相談窓口の設置とその周知 等

v) S C (スクールカウンセラー) や、S S W (スクールソーシャルワーカー)、心の教室相談員、関係機関等と連携したいじめ問題への対応

- ・ 加害者の抱えている問題、保護者の抱えている問題への第三者的な視点からのアプローチの工夫
- ・ 学校と警察の相互連絡制度 (いしかわ S & P サポート制度) の活用、市少年愛護センター、県警少年サポートセンター等との連携
- ・ 医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など適切な関係機関との連携をすすめることでの、加害者の立ち直り支援

vi) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・ 個別案件対応班の設置
- ・ 教職員からの情報収集及び整理
- ・ スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・ 教育委員会への報告・相談 等
- ・ 関係機関への協力要請 等

vii) 重大事態への対応

- ・ 教育委員会への報告・相談 等
- ・ 教育委員と連携した対応 等

(2) 個別案件対応班について

① 目的

- ・ いじめに対して、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数の教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

② 構成

- ・ 当該児童の学級担任、学年主任に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ・ いじめ事案 1 件ごとに組織することを基本とする。

③ 役割

- ・ 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・ 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・ 役割に沿った対応を進め事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し指示を受ける。
- ・ 対応策を吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・ 対応の結果について整理し記録を残す。

(3) いじめの防止等の具体的な取組

① わかる授業づくりに関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。

【取組】

- ・全ての児童ができた・わかったと達成感のある授業をめざし、相互参観をする。
- ・学校全体で学習規律を指導・徹底するために「学習規律」について共通理解し学期始めに指導する。
- ・誰とでも安心して、ペアやグループ活動ができる人間関係づくりに努める。
- ・児童が自分の意見や考えを表現する場を設定する。
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成をする。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・考え、議論する道徳の授業の工夫・改善を図る。
- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。
- ・学校での道徳の授業の様子を家庭の知らせ、家庭での道徳に関する話し合いの一助とするために学校公開で道徳の授業を実践する。
- ・郷土の偉人「西田幾多郎先生」について道徳教育を計画的に実践する。

③ 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境をつくる。

【取組】

- ・学習規律強化キャンペーンを実施する。
- ・9年間で身につけさせたい学習習慣の定着状況を毎月評価する。
- ・生活のきまりの周知徹底（学期始め）、月目標達成の取り組み（月初め）を全校共通して実践する。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・学級での係活動等で児童に役割と責任を意識させ達成感を味あわせる。
- ・自他の「よさ」に気づき、認め合う指導をする。
- ・行事において、より多くの児童に役割を与える。
- ・児童会・生徒会の委員会活動等を充実させる。

⑤ 児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について考え、主体的に議論する活動や取組を推進する。

【取組】

- ・児童会を中心とした、温かい関わりをテーマにした取組みを行う。
- ・児童会委員会であいさつ運動を行い、地域・PTAと連携しあいさつし合う関係を広げる。
- ・月の生活目標を意識した委員会活動を行う。

⑥ 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動を通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

【取組】

- ・総合的な学習の時間の学習から、福祉・環境等について体験的な活動を通して感謝の気持ち、思いやりの心を育む。
- ・なかよしグループ活動による異年齢集団の活動を充実することで、思いやりの心と感謝の気持ちを育てる。

⑦ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネット・スマートフォン等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・発達段階に応じたインターネットいじめ防止教育を実施する。
- ・通信型ゲームの使用状況等を調査し保護者へ情報発信する。

⑧ アンケートや教育相談

アンケート調査及び定期的な個人面談、教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・月に1回「いじめアンケート」を実施する。また、学期に1回、持ち帰りアンケートを実施する。
- ・年2回、I Check 調査を実施する。
- ・いじめアンケート後に各学級で、「個人面談」「教育相談」を実施する。
- ・調査結果をもとにいじめ問題対策チーム会を開催し、共通理解を図る。

⑨ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・外部の講師を招き、いじめの防止等についての研修を行う。

⑩ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

- ・学校いじめ防止基本方針について、保護者に広報する。
- ・通信型ゲームの使用状況等を調査し保護者へ情報発信する。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。

⑪ 年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関する取組									
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③規範意識の育成	④自己有用感や自己肯定感を育む取組	⑤児童会や生徒会の取組	⑥体験活動を取り入れた取り組み	⑦情報モラル教育の充実	⑧アンケートや教育相談	⑨校内研修の実施	⑩家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 遠足 PTA役員会	重点の確認 1学期の取組の共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の配付	生活まじりの確認 指導 持ち物、学習用具の指導	特別活動の全体計画・年間計画の確認	代表委員会	なかよしグループの編制	情報モラル教育年間指導計画の確認		生徒指導全体会 児童理解全体会 いじめ防止基本方針の周知	学校いじめ防止基本方針の周知
5	運動会	校内授業研究会		学習規律	運動会の充実・活動のふりかえり 生活目標のふりかえり	代表委員会	福祉体験		うのけっこアンケート I Check		地域訪問 いじめ問題対策チーム会①
6		校内授業研究会	西田先生の道徳教育		生活目標のふりかえり	代表委員会	なかよしグループ活動		うのけっこアンケート (持ち帰り式)	いじめ対応アドバイザーによる研修会①	学校運営協議会 いじめ問題対策チーム会②③
7	終業式 保護者懇談	取組の分析・改善点の明確化 校内授業研究会	道徳の時間の実施状況の確認		生活目標のふりかえり	代表委員会	なかよしグループ活動		うのけっこアンケート 学校評価週間①		いじめ問題対策チーム会④
8		2学期の取組の共通理解								I Check 研修会	
9	始業式	校内授業研究会		学習規律	生活目標のふりかえり	前期ふりかえり 代表委員会	なかよしグループ活動		うのけっこアンケート		いじめ問題対策チーム会⑤
10	マラソン大会	校内授業研究会			マラソン大会のふりかえり 生活目標のふりかえり	代表委員会	なかよしグループ活動	情報モラル教育	うのけっこアンケート I Check		学校運営協議会 いじめ問題対策チーム会⑥
11	学校公開	校内授業研究会	道徳の時間の公開		生活目標のふりかえり	代表委員会	なかよしグループ活動		うのけっこアンケート (持ち帰り式)	いじめ対応アドバイザーによる研修会①	いじめ問題対策チーム会⑦
12	保護者懇談会 終業式	校内授業研究会取組の分析・改善点、3学期の取組の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実施状況の確認		生活目標のふりかえり	代表委員会	なかよしグループ活動		うのけっこアンケート 学校評価週間②		いじめ問題対策チーム会⑧
1	始業式			学習規律	生活目標のふりかえり	代表委員会	なかよしグループ活動		うのけっこアンケート		学校運営協議会 いじめ問題対策チーム会⑨
2	新入生説明会	取組の分析・改善点の明確化	道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し		特別活動の全体計画・年間計画の見直し 生活目標のふりかえり	代表委員会	なかよしグループ活動	情報モラル教育の年間指導計画の見直し	うのけっこアンケート		いじめ問題対策チーム会⑩
3	卒業式 終業式 修了式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認	重点課題の確認	生活目標のふりかえり	後期ふりかえり			うのけっこアンケート		いじめ問題対策チーム会⑪
通年		生徒指導の4つの視点を心掛けた授業改善	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施	月目標の指導	児童会・生徒会の委員会活動の充実	月目標を意識した委員会活動 あいさつ運動	総合的学習の時間の取組	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施		若プロ研修会	学校だより 生徒指導だより 保護者への連絡

2 重大事態への対応の流れ

(1) 重大事態の意味

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・「相当の期間」の目安は年間30日
- ・一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する

なお児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったときはその時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、発生したものとして報告・調査にあたる。児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性から、調査しないまま、重大事態ではないと断言しないことに留意する。

(2) 平時の備え

学校は、いじめ疑いの調査や、重大事態の申し立てがあった場合の確認等の役割を担うことを理解しておき、児童生徒への支援・指導の記録や「いじめ問題対策チーム」の会議記録を作成し保存する。

(3) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断は、早期対応を行う観点から、原則として学校が行う。その際には、重大事態の定義や各教育委員会等で重大事態となった事例などを参考にする。

学校は、保護者等から申立を受けたときは、速やかに事実確認の調査を行い、その際には1人1台端末の活用、アンケート調査、教育相談等により正確な情報を収集し、重大事態であったかどうかについて判断する。

(4) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮するが、説明を怠らないようにする。得られたアンケートや調査結果はいじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査対象の児童や保護者に対しても説明する等の措置が必要である。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会を通じ市長に報告する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える。

③ 調査結果の公表

調査結果の公表については、内容や重大性、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとする。

第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

(2) 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
かほく市教育センター	076-283-7170	月～金 8:30～17:15
金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
金沢教育プラザ 児童総合相談センター	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00

金沢地方法務局 児童の人権 1 1 0 番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンター いじめ 1 1 0 番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00